

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年2月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500836 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500256 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 48 年 12 月 1 日から同年 9 月 29 日に訂正し、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とし、同年 11 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

昭和 48 年 9 月 29 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 48 年 9 月 29 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 9 月 29 日から同年 12 月 1 日まで

請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。当該期間に C 社から A 社に出向したもののが給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された人事総合（社内履歴）、C 社から提出された請求者に係る従業員台帳（社内履歴）、同社が加入している D 企業年金基金から提出された請求者に係る加入者台帳及び同僚から提出された請求期間に係る給与明細表により、請求者が請求期間に A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る D 企業年金基金の記録から、昭和 48 年 9 月及び同年 10 月は 13 万 4,000 円とし、同年 11 月は 17 万円とすることが必要である。

一方、A 社に係る厚生年金保険の事業所記録照会回答票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 12 月 1 日であり、同年 9 月 29 日においては適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、複数の従業員の回答により、請求期間当時、A社には5人以上の従業員が常時勤務していたと判断できることから、当該期間において、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和48年9月から同年11月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、A社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和48年9月29日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500832 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500254 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 40 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 8 月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②における標準賞与額の記録が漏れている可能性があることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者は請求期間は派遣従業員であり、請求期間当時、派遣従業員には賞与の支給はなかった旨回答しているところ、同社から提出された請求者の請求期間①及び②に係る賃金台帳により、請求期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500901 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500255 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 56 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 18 年 12 月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間における標準賞与額の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者は請求期間は派遣従業員であり、請求期間当時、派遣従業員には賞与の支給はなかった旨回答しているところ、同社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、請求期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500864 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500257 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 37 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から同年 11 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、昭和 62 年 9 月 1 日から同年 11 月 26 日までの期間については加入記録がない旨の回答を受けた。当該期間は A 事業所に非常勤講師として勤務し、賃金は授業単位で支払われ、アルバイト扱いであったが、赴任当初から厚生年金保険料を納めていたので、昭和 62 年 9 月 1 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所の人事資料を引き継ぐ B 事業所から提出された請求者に係る昭和 62 年 9 月 1 日付けの辞令により、請求者が同年 9 月 1 日から同年 11 月 25 日まで A 事業所に時間給の非常勤講師として、また、請求者に係る昭和 62 年 11 月 26 日付けの辞令により、請求者が同日付で講師（常勤）として任用されたことが確認できることから、請求者が A 事業所に昭和 62 年 9 月 1 日から継続して勤務していたことが確認できる。

一方、請求者は、赴任当初から厚生年金保険の資格を喪失する昭和 63 年 3 月 15 日まで、雇用形態及び賃金形態に変更はなく、厚生年金保険料も赴任当初から継続して控除されていた旨陳述しているものの、上記辞令により、昭和 62 年 11 月 26 日に非常勤から常勤に雇用形態が変更され、時間給から月給に賃金形態も変更されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日の昭和 62 年 11 月 26 日である上、B 事業所は、上記辞令により、請求者が昭和 62 年 11 月 26 日付で講師（常勤）として任用されたことから、同日を請求者に係る厚生年金保険の資格取得日としており、請求期間に係る届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。